

## 非公募施設の指定管理者の申請について

### 1. 対象施設

| 施設の名称         | 所在地                |
|---------------|--------------------|
| 福岡市立 急患診療センター | 早良区百道浜 1 丁目 6-9    |
| 福岡市立 東急患診療所   | 東区箱崎 2 丁目 54-27    |
| 福岡市立 博多急患診療所  | 博多区博多駅前 2 丁目 19-24 |
| 福岡市立 南急患診療所   | 南区塩原 3 丁目 25-3     |
| 福岡市立 城南急患診療所  | 城南区鳥飼 5 丁目 2-25    |
| 福岡市立 西急患診療所   | 西区内浜 1 丁目 4-7      |

### 2. 指定管理候補者

| 団体名          | 代表者名       | 所在地                | 連絡先          |
|--------------|------------|--------------------|--------------|
| 一般社団法人福岡市医師会 | 会長<br>長柄 均 | 早良区百道浜<br>1 丁目 6-9 | 092-852-1501 |

### 3. 非公募の理由

福岡市立急患診療所の管理に関する主な業務内容は、救急患者に対する初期救急医療の提供であり、専門的医療知識や技能を有する多数の医療従事者の確保・派遣調整等を要すること並びに急患診療所の物理的配置等から、本業務の履行を担保できる団体は 次の理由により福岡市医師会以外にはないため、非公募で選定するもの。

1. 民間医療機関の休診等により、市民の診療機会が制限される平日夜間、休日、盆及び年末年始において、救急患者に対し適切な医療を提供することを目的としていることから、急患診療所では、多岐にわたる診療科（内科、小児科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科）の医師をはじめ、看護師、薬剤

師、検査技師及び受付・会計事務員など多数の従事者を確保しなければならない。

そのため、昨今の医療従事者の確保が困難な中で、福岡市医師会ではそのネットワークを活用し、大学病院をはじめとする各医療機関、関係団体等への協力要請や派遣調整を行い、本市の救急医療体制を維持している。

2. 急患診療センターは、平成4年度から福岡市医師会館内に設置しており、同センターの管理運営に当たっては、下記の観点から、入所する施設の管理者である福岡市医師会により一体的に行うことが、経済性、業務の効率性及び事故責任等の所在を明確にする上からも合理的である。

○ 福岡市医師会館は、本市が1階及び2階の一部を区分所有しているが、空調等の設備の管理については、福岡市医師会が所有している2階から9階についても、構造上一括して行う必要がある。

○ 急患診療センターは、平日夜間、休日、盆及び年末年始に、診療のため会館の1階に開設しているが、会館の2階から9階は、その時間中は使用されていない。しかし、施設の構造上、警備システムは1階～9階まで一括管理されており、会館の2階以上を施錠し、1階部分のみ解錠して急患診療業務を運営することは困難である。よって、会館を管理している福岡市医師会以外の団体が急患診療センターの施設管理を行うことは、会館全体の安全管理に支障をきたす恐れがある。

3. 急患診療センターは、各区急患診療所で対応できない症状の患者を引き継ぐなど後方支援の機能を有している。また、医師等の医療従事者の出動調整や、薬剤・衛生材料の購入・管理を引き続き効率的に行うためにも、その対応が可能な福岡市医師会による両施設の一括した管理・運営が必要である。

#### 〈参考〉これまでの委託先及び指定管理者

- ・ 開設当初～平成17年度 社団法人福岡市医師会（管理運営委託）
- ・ 平成18～20年度 社団法人福岡市医師会（指定管理（非公募））
- ・ 平成21～23年度 社団法人福岡市医師会（指定管理（非公募））
- ・ 平成24～26年度 一般社団法人福岡市医師会（指定管理（非公募））
- ・ 平成27～令和元年度 一般社団法人福岡市医師会（指定管理（非公募））